

派遣従業員・受託事業従事社員 弔慰金・見舞金規程

株式会社パソナロジコム

2020年 4月 1日施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、会社が支給する弔慰金及び見舞金の取り扱いについて定める。

(対象者)

第 2 条 本規程において、社員とは、会社が雇用するロジスティクスプロ社員、業務限定社員、契約社員、無期派遣従業員、及び派遣従業員をいう。

(申請手続き)

第 3 条 社員は、本規程に係る弔慰金又は見舞金の支給を会社に申請する場合、会社の所定の様式を用いるものとし、会社が求める申請に係る事由を証明する書類を提出するものとする。

2 会社は前項の申請がなされない場合、本規程に基づく手当の支給をしないものとする。

第 2 章 弔慰金・見舞金

(弔慰金)

第 4 条 会社は、会社に雇用されている期間に社員本人が死亡のときした次の各号により別途弔慰金を支給する。

(1) 無期雇用の社員 3,000,000 円

(2) 有期雇用の社員(会社に雇用されている期間が継続して1年超の者に限る) 1,000,000 円

2 社員の死亡が故意又は重大な過失による場合前各号の弔慰金は、減額するか又は支給しないことがある。

(高度障害見舞金)

第 5 条 会社は、社員が会社に雇用されている期間に高度障害者となった場合、次の各号の高度障害見舞金を支給するものとする。ただし、故意又は重大な過失による場合は、減額するか、又は支給しないことがある。

(1) 無期雇用の社員 3,000,000 円

(2) 有期雇用の社員(会社に雇用されている期間が継続して1年超の者に限る) 1,000,000 円

2 前項の高度障害者とは、社員が以下各号の高度障害状態となったと会社が認めた場合とする。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの

(2) 言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

(3) 中枢神経系又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(5) 両上肢とも、手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの

(6) 両下肢とも、足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの

(7) 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの

(8) 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

(罹災見舞金)

第6条 社員の住居が罹災した場合(家屋の全焼・全壊・全流失、半焼・半壊・半流失、家屋の床上浸水又は、これらと同等程度の損害)は、30,000円の見舞金を支給する。

〔 附 則 〕

(所管及び改廃)

第7条 この規程は、管理部が所管し、改廃は規程を所管する部門が改正案を稟申し、代表取締役社長の決裁を得るものとする。

(施行期日)

第8条 この規程は、2020年4月1日から実施する。